



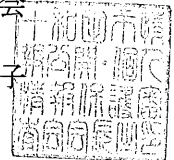
十情審答申第7号

令和元年6月7日

十和田市固定資産評価審査委員会 様

十和田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 村田典子



十和田市情報公開条例第21条の規定に基づく諮問について（答申）

平成31年1月28日付け十市固第25号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

- ・ 次に掲げる公文書の開示請求に係る公文書一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問
 - ① 平成30年8月7日付けで審査申出が提出された十和田市固定資産評価審査委員会の十市固第1号から公文書開示請求日までの文書。（審査申出者の文書及び十和田市からの文書を含む。）
 - ② 審査会が開催されているのであればその会議録。
 - ③ 審査会の予算及び執行状況、組織体制。（書記等の人件費を含む。30年度分。）

答 申

第1 審査会の結論

十和田市固定資産評価審査委員会が行った公文書一部開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成30年12月25日、十和田市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）に対し、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号。以下「条例」という。）第7条の規定により、次に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 平成30年8月7日付けで審査申出が提出された標記委員会^(注)の十市固第1号から公文書開示請求日までの文書。（審査申出者の文書及び十和田市からの文書を含む。）
- (2) 審査会が開催されているのであればその会議録。
- (3) 審査会の予算及び執行状況、組織体制。（書記等の人件費を含む。30年度分。）

（注：標記委員会とは、実施機関の意である。）

2 本件決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「固定資産評価審査申出書」等35件を本件開示請求に係る公文書として特定した上で、非開示情報が記録されていない4件については全部開示の決定を行い、平成31年1月11日、審査請求人に通知した。

残りの31件については、それぞれその一部に個人に関する情報が記録されており、条例第8条第2号に該当することから、一部開示の決定（以下「本件決定」という。）を行い、同じく平成31年1月11日、その旨の理由を付して、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成31年1月14日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件決定による開示しない部分の開示を求める。
- (2) 本件決定の非開示の理由は「個人に関する情報であるため」とあるが、審査請求人は実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、公開の原則で開示すべきものとする。よって、本件一部開示決定は不当であり、開示しない部分の開示を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の対象となった公文書は、本件決定の対象となった31件の公文書のうち審査請求人が主張する部分が含まれるものは、実施機関の会議の開催案内に関する公文書6件である。これらの公文書に含まれている実施機関の委員の名簿には、実施機関の委員の氏名、住所、連絡先、生年月日等が記載されている。
- (2) 本件決定における実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、条例第8条第2号に定める個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、非開示情報であることから、当該部分を非開示とした本件決定には理由があり、適正な決定である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定め、もって市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的として制定されたものであり、その解釈及び運用に当たっては、その第4条に明記されているように、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとするとしている。

よって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、条例第8条の文理及び趣旨に従い、本件決定において実施機関がその「委員の住所、連絡先及び生年月日」を非開示としたことが妥当か否かについて判断するものである。

2 争点

(1) 審査請求人は、本件決定による開示しない部分の開示を求め、その理由として、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、公開の原則で開示すべき旨を主張している。

(2) これに対し、実施機関は、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、条例第8条第2号に定める個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、非開示情報である旨を主張している。

(3) したがって、本件における争点は、本件決定において実施機関がその「委員の住所、連絡先及び生年月日」を条例第8条第2号の規定により非開示としたことが妥当か否か、である。

3 本件決定の適法性についての検討

(1) 当審査会における検討の方向性

当審査会における上記の「2 争点」の検討に当たっては、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」が、

① 条例第8条第2号本文に規定する原則非開示となる個人に関する情報に該当するか否か、

② 上記①により個人に関する情報に該当となった場合、条例第8条第2号アからウまでの規定により、なお開示すべき情報に該当するか否か、について、順に検討を加えた上で、本件決定が妥当か否かを判断する。

(2) 条例第8条第2号本文の該当性

実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」が条例第8条第2号本文に規定する「個人に関する情報」に該当するか否か、すなわち「個人に関する情報」の範囲を検討するに当たり、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）では、その第5条第1号において「個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報として定めており、「氏名、生年月日その他の記述等」との規定により、個人の氏名、生年月日等が特定の個人を識別することができる情報の例示として明確に示されている。

また、裁判例においても「個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、氏名、住所等のその情報から直接的に特定の個人が識別されるもののみならず、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るものも、原則として、すべてこれに当たると解するのが相当である」と示されている（平成17年10月27日仙台高裁判決）。

本件決定においては、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」のうち、住所には実施機関の委員の自宅の住所が、連絡先には実施機関の委員の自宅の電話番号がそれぞれ記載されているところ、上記の情報公開法の規定及び裁判例に照らし合わせると、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、条例第8条第2号本文に規定する「個人に関する情報」に明ら

かに該当するものということができる。

(3) 条例第8条第2号アの該当性

条例第8条第2号アの規定は、個人に関する情報であっても「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である場合には、これを開示すべきことを定めている。

しかしながら、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」を公にすべきことを定めた法令等の規定はない。また、慣行として公にする取扱いにはなっておらず、公にすることを予定しているものでもない。

この点につき、実施機関の委員の選任については、市議会の同意（議決）が必要であるところ、この議案書には実施機関の委員に選任したい者の氏名、住所、生年月日等が表示されている。しかしながら、これらは、あくまで実施機関の委員に選任したい者を特定して、議案の審議に資するために必要な事項として議案書に記載されているのであって、議案についての傍聴人用の資料には実施機関の委員の住所及び生年月日が記載されていないことに加え、実施機関の委員の氏名、「住所、連絡先及び生年月日」自体で公開する取扱いとはなっていない。また、この取扱いについては、実施機関と同様に市議会の同意（議決）を要する副市長の選任並びに教育委員会の教育長及び委員の任命、監査委員の選任並びに農業委員会の委員の任命の場合と何ら変わるところはなく、実施機関の委員の選任について特別の取扱いをしているということもない。

したがって、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、条例第8条第2号アの規定に該当するものとはいえない。

(4) 条例第8条第2号イの該当性

条例第8条第2号イの規定は、個人に関する情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である場合には、これを開示すべきことを定めている。

しかしながら、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」を公開することが必要であるといった特段の事情は認められない。

したがって、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、条例第8条第2号イの規定に該当するものとはいえない。

(5) 条例第8条第2号ウの該当性

条例第8条第2号ウの規定は、個人に関する情報であっても「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示すべきことを定めている。

しかしながら、上述のとおり、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」のうち、住所及び連絡先は、それぞれ実施機関の委員の自宅の住所及び電話番号が記載されていることから、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、いずれも個人の私生活と密接に関係する情報であるとともに、地方公務員法上の公務員である実施機関の委員としての職及び当該職務の遂行に係る情報とはいえない。

さらに、条例第8条第2号ウの規定に該当することを理由に実施機関の委員の氏名が開示されていることからすれば、これに加えて、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」を開示することによって、より一層特定の個人を識別することが可能となる。

また、裁判例においても、公務員の住所、自宅の電話番号及び生年月日を非開示とした決定が容認されている（平成10年11月12日東京地裁判決、平成12年3月1日福岡高裁判決、平成15年7月23日福井地裁判決）。

したがって、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、条例第8条第2号ウの規定に該当するものとはいえない。

(6) 本件決定の適法性について

以上のとおり、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」は、条例第8条第2号本文に規定する「個人に関する情報」に該当し、かつ、同号アからウまでのいずれの規定にも該当しないものと認められる。

したがって、実施機関の「委員の住所、連絡先及び生年月日」を非開示とした本件決定は、妥当である。

4 結論

以上により、第1の記載のとおり、判断する。

第6 審査会の処理経過

年月日	審査の経過
平成31年1月28日	・ 実施機関から、諮問書の受理
平成31年2月4日	・ 実施機関に対して、公文書一部開示決定理由説明書の提出依頼
平成31年2月18日	・ 実施機関から、公文書一部開示決定理由説明書の受理
平成31年2月22日	・ 審査請求人に対して、意見書等及び口頭意見陳述申立書の提出依頼
平成31年3月11日	・ 審査請求人から、「通知書について」と題した書面の受理 ・ 平成31年2月22日付けの審査請求人に対する意見書等の提出依頼の際に、実施機関から提出された公文書一部開示決定理由説明書の写しの送付がなかったことが判明
平成31年3月15日	・ 審査請求人に対して、再度意見書等及び口頭意見陳述申立書の提出依頼

平成31年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関の口頭による補足説明 審議（平成31年度第1回審査会）
令和元年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> 審議（令和元年度第2回審査会）

(参考)

十和田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
芋田 一志	司法書士	会長職務代理者
田中 勝千	大学教授	
溝口 奈美子	商工団体女性会役員	
村田 典子	弁護士	会長
和島 市郎	税理士	